

別表

指定第1号事業支給費単位表

1 訪問介護相当サービス費及び共生型訪問介護相当サービス費

利用者に対して、指定事業者が実施する訪問介護相当サービス及び共生型訪問介護相当サービスの事業を行う事業所の訪問介護員等が訪問型介護相当サービス及び共生型訪問介護相当サービスを行った場合に、それぞれ以下に掲げる費用を算定するものとする。

イ 訪問型サービス費Ⅳ 268単位

(事業対象者・要支援1・2 1回につき・週1回程度の利用・1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合)

ロ 訪問型サービス費Ⅰ 1,176単位

(事業対象者・要支援1・2 1月につき・週1回程度の利用・月5週ある場合などで月5回以上のサービスを行った場合)

ハ 訪問型サービス費Ⅴ 272単位

(事業対象者・要支援1・2 1回につき・週2回程度の利用・1月の中で全部で8回までのサービスを行った場合)

ニ 訪問型サービス費Ⅱ 2,349単位

(事業対象者・要支援1・2 1月につき・週2回程度の利用・月5週ある場合などで月9回以上のサービスを行った場合)

ホ 訪問型サービス費Ⅵ 287単位

(事業対象者・要支援2 1回につき・週2回を超える程度の利用・1月の中で全部で12回までのサービスを行った場合)

ヘ 訪問型サービス費Ⅲ 3,727単位

(事業対象者・要支援2 1月につき・週2回を超える程度の利用・月5週ある場合などで月13回以上のサービスを行った場合)

注1 施行規則第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月においてイからへを算定しない。

注2 共生型訪問介護相当サービスを行う指定居宅介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定居宅介護事業者をいう。以下同じ。）が当該事業を行う事業所において、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号。以下「居宅介護従業者基準」という。）第1条第4号、第9号、第14号又は第19号から第22号までに規定する者が共生型訪問介護相当サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定し、共生型訪問介護相当サービスを行う指定居宅介護事業者において、居宅介護従業者基準第1条第5号、第10号又は第15号に規定する者が共生型訪問介護相当サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の93に相当する単位数を算定し、共生型訪問介護相当サービスを行う重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第3項に規定する重度

訪問介護をいう。)に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所において共生型訪問介護相当サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の93に相当する単位数を算定する。なお、前記所定単位数を算定できる居宅要支援被保険者等は、65歳に達した日の前日において、当該共生型訪問介護相当サービス事業者が指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う事業所において、指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスを利用していた者に限る。

注3 イからへまでについて、指定訪問介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問介護相当サービス事業所と同一建物(以下、この注において「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者又は指定訪問介護相当サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対し、指定訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

注4 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、算定しない。

ト 初回加算(1月につき) 200単位

注 指定訪問介護相当サービス事業所において、新規に訪問介護相当サービス計画(運営基準第43条第2号に規定する「訪問介護相当サービス計画」をいう。以下同じ。)を作成した利用者に対して、サービス提供責任者(運営基準第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。)が初回若しくは初回の指定訪問介護相当サービスを行った日の属する月に指定訪問介護相当サービスを行った場合又は当該指定訪問介護相当サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定訪問介護相当サービスを行った日の属する月に指定訪問介護相当サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

チ 生活機能向上連携加算(1月につき)

(1) 生活機能向上連携加算(I) 100単位

(2) 生活機能向上連携加算(II) 200単位

注1 (1)については、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(以下「指定介護予防サービス基準」という。))第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。))又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。注2において同じ。))の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問介護相当サービス計画(運営基準第41条に規定する「訪問介護相当サービス計画」をいう。以下同じ。)を作成し、当該訪問介護相当サービス計画に基づく指定訪問介護相当サービスを行っ

たときは、初回の当該指定訪問介護相当サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

注2 (2)について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又は医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問介護相当サービス計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該訪問介護相当サービス計画に基づく指定訪問介護相当サービスを行ったときは、初回の当該指定訪問介護相当サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。

リ 介護職員処遇改善加算（1月につき）

注 別に厚生労働大臣が定める基準（平成29年3月9日老発0309第5号）に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定訪問介護相当サービス事業所が、利用者に対し、訪問介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間（(4)及び(5)については、令和4年3月31日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） イからチまでにより算定した単位数の1,000分の137に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） イからチまでにより算定した単位数の1,000分の100に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） イからチまでにより算定した単位数の1,000分の55に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ヌ 介護職員等特定処遇改善加算（1月につき）

注 別に厚生労働大臣が定める基準（平成29年3月9日老発0309第5号）に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定訪問介護相当サービス事業所が、利用者に対し、訪問介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） イからチまでにより算定した単位数の1,000分の63に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） イからチまでにより算定した単位数の1,000分の

42に相当する単位数

2 通所介護相当サービス費及び共生型通所介護相当サービス費

利用者に対して、指定事業者が実施する通所介護相当サービス及び共生型通所介護相当サービスの事業を行う事業所の通所介護従業者が通所介護相当サービス及び共生型通所介護相当サービスを行った場合に、それぞれ以下に掲げる費用を算定するものとする。

イ 通所型サービス費

(1) 通所型サービス費 1 回数 384単位

(事業対象者・要支援 1 1 回につき・週 1 回程度の利用・1 月の中で全部で 4 回までのサービスを行った場合)

(2) 通所型サービス費 1 月包括 1,672単位

(事業対象者・要支援 1 1 月につき・週 1 回程度の利用・月 5 週ある場合などで月 5 回以上のサービスを行った場合)

(3) 通所型サービス費 4 2 回数 384単位

(要支援 2 1 回につき・週 1 回程度の利用・1 月の中で全部で 4 回までのサービスを行った場合)

(4) 通所型サービス費 2 2 月包括 1,672単位

(要支援 2 1 月につき・週 1 回程度の利用・月 5 週ある場合などで月 5 回以上のサービスを行った場合)

(5) 通所型サービス費 2 回数 395単位

(事業対象者・要支援 2 1 回につき・週 2 回程度の利用・1 月の中で全部で 8 回までのサービスを行った場合)

(6) 通所型サービス費 2 月包括 3,428単位

(事業対象者・要支援 2 1 月につき・週 2 回程度の利用・月 5 週ある場合などで月 9 回以上のサービスを行った場合)

注 1 (1)から(6)について、指定通所介護相当サービス事業所の利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準（平成12年厚生省告示第27号）に該当する場合は、同基準の算定方法により算定する。

注 2 指定通所介護相当サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定通所介護相当サービス事業所と同一建物から当該指定通所介護相当サービス事業所に通う者に対し、指定通所介護相当サービスを行った場合は、次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

① (1)、(3)及び(5)を算定している場合（1回につき） 94単位

② (2)及び(4)を算定している場合（1月につき） 376単位

③ (6)を算定している場合（1月につき） 752単位

注 3 共生型通所介護相当サービスを行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）が当該事業を行う事業所において共生型介護予防通所サービスを行った場合は、所定単位数の100分の93に相当する単位数を算定し、共生型通所介護相当サービスを行う指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基

準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）又は指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）が当該事業を行う事業所において共生型通所介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定し、共生型通所介護相当サービスを行う指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業を行う事業所において共生型通所介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、共生型通所介護相当サービスを行う指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業を行う事業所において共生型通所介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

注4 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、算定しない。

ロ 生活相談員配置加算（1日につき） 13単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）に適合しているものとして市長に届け出た指定共生型通所介護相当サービス事業所において、イの注3を算定している場合は、1日につき所定単位数を加算する。

ハ 生活機能向上グループ活動加算（1月につき） 100単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

① 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を含む。）その他指定通所介護相当サービス事業所の通所介護従業者（運営基準第55条第1項に規定する「通所介護従業者」をいう。以下同じ。）が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した通所介護相当サービス計画（運営基準第68条第2号に規定する通所介護相当サービス計画をいう。以下同じ。）を作成していること。

② 通所介護相当サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう

複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

- ③ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

ニ 運動器機能向上加算（1月につき） 225単位

注 次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- ① 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下この注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置していること。
- ② 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。
- ③ 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っていると同時に、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。
- ④ 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- ⑤ (1)から(6)の注1による算定を行っていないこと。

ホ 若年性認知症利用者受入加算（1月につき） 240単位

注 受け入れた若年性認知症利用者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となった者をいう。以下同じ。）ごとに個別の担当者を定めているものとして市長に届け出た指定通所介護相当サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して指定通所介護相当サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ヘ 栄養アセスメント加算（1月につき） 50単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定通所介護相当サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

- ① 当該事業所の通所介護従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置し

ていること。

- ② 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（トの注において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。
- ③ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
- ④ (1)から(6)の注1による算定を行っていないこと。

ト 栄養改善加算（1月につき） 200単位

注 次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- ① 当該事業所の従事者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- ② 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
- ③ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
- ④ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- ⑤ (1)から(6)の注1による算定を行っていないこと。

チ 口腔機能向上加算（1月につき）

注 別に厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）に適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びリにおいて「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 口腔機能向上加算 150単位（Ⅰ）
- (2) 口腔機能向上加算 160単位（Ⅱ）

リ 選択的サービス複数実施加算（1月につき）

注 別に厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）に適合しているものとして、市長に届け出た指定通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、

1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 選択的サービス複数実施加算 480単位 (I)
- (2) 選択的サービス複数実施加算 700単位 (II)

ヌ 事業所評価加算 (1月につき) 120単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準 (平成27年厚生労働省告示第95号) に適合しているものとして市長に届け出た通所介護相当サービス事業所において、評価対象期間 (事業所評価加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間 (ニ若しくはトの注に掲げる基準又はチの注に掲げる別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た年においては、届出の日から同年12月までの期間) をいう。) の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき所定単位数を加算する。

ル サービス提供体制強化加算 (1月につき)

注 別に厚生労働大臣が定める基準 (平成27年厚生労働省告示第95号) に適合しているものとして市長に届け出た指定通所介護相当サービス事業所が利用者に対し通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の区分に応じて1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算 (I)
 - (一) 事業対象者・要支援1 88単位
 - (二) 事業対象者・要支援2 176単位
- (2) サービス提供体制強化加算 (II)
 - (一) 事業対象者・要支援1 72単位
 - (二) 事業対象者・要支援2 144単位
- (3) サービス提供体制強化加算 (III)
 - (一) 事業対象者・要支援1 24単位
 - (二) 事業対象者・要支援2 48単位

ヲ 生活機能向上連携加算 (1月につき)

注 別に厚生労働大臣が定める基準 (平成27年厚生労働省告示第95号) に適合しているものとして市長に届け出た指定通所介護相当サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、運動器機能向上加算を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算する。

- (1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位
- (2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位

ワ 口腔・栄養スクリーニング加算（1回につき）

注 別に厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）に適合する指定通所介護相当サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

- (1) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20単位
- (2) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5単位

カ 科学的介護推進体制加算 40単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し通所介護相当サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- ① 利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。）、栄養状態、口腔機能、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。）の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
- ② 必要に応じて通所型サービス計画を見直すなど、通所型サービスの提供に当たって、①に規定する情報その他通所型サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

コ 介護職員処遇改善加算（1月につき）

注 別に厚生労働大臣が定める基準（平成29年3月9日老発0309第5号）に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間（(4)及び(5)については、令和4年3月31日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） イからカまでにより算定した単位数の1,000分の59に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） イからカまでにより算定した単位数の1,000分の43に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） イからカまでにより算定した単位数の1,000分の23に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

数

タ 介護職員等特定処遇改善加算（1月につき）

注 別に厚生労働大臣が定める基準（平成29年3月9日老発0309第5号）に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） イからカまでにより算定した単位数の1,000分の12に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） イからカまでにより算定した単位数の1,000分の10に相当する単位数

3 介護予防ケアマネジメントA費（原則的な介護予防ケアマネジメント）（1月につき）

イ 介護予防ケアマネジメントA費 438単位

注 介護予防ケアマネジメント費は、利用者に対して、介護予防ケアマネジメントを行った場合に、所定単位数を算定する。

ロ 初回加算 300単位

注 介護予防ケアマネジメントA事業所（介護予防ケアマネジメントAの事業を行う事業所をいう。以下同じ。）において、新規にケアプランを作成する利用者に対し介護予防ケアマネジメントAを行った場合については、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。

ハ 委託連携加算 300単位

注 介護予防ケアマネジメントA事業所が利用者提供する介護予防ケアマネジメントAを指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所におけるケアプランの作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。

4 介護予防ケアマネジメントC費（サービス利用開始時のみに行う介護予防ケアマネジメント）

イ 介護予防ケアマネジメントC費 438単位

注 介護予防ケアマネジメント費は、利用者に対して、介護予防ケアマネジメントを行った場合に、所定単位数を算定する。

ロ 初回加算 300単位

注 介護予防ケアマネジメントC事業所（介護予防ケアマネジメントCの事業を行う事業所をいう。以下同じ。）において、新規にケアプランを作成する利用者に対し介護予防ケアマネジメントCを行った場合については、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。

ハ 委託連携加算 300単位

注 介護予防ケアマネジメントC事業所が利用者に提供する介護予防ケアマネジメントCを指定居宅介護支援事業所に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所におけるケアプランの作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。